

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8月26日
【会社名】	荏原実業株式会社
【英訳名】	EBARA JITSUGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 久司
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座七丁目14番1号
【電話番号】	03(5565)2881(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 下條 潤史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座七丁目14番1号
【電話番号】	03(5565)2881(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 下條 潤史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年8月26日開催の取締役会において、当社を存続会社として、当社100%出資の連結子会社であるトリニクス株式会社（以下「トリニクス」という。）を消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、同日付で合併契約書を締結致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	トリニクス株式会社
本店の所在地	東京都千代田区岩本町三丁目5番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 伊東 俊一
資本金の額	50百万円（平成25年12月31日現在）
純資産の額	53百万円（平成25年12月31日現在）
総資産の額	430百万円（平成25年12月31日現在）
事業の内容	産業用機械・器具の販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高（百万円）	827	1,202	1,297
営業利益（百万円）	46	22	9
経常利益（百万円）	46	21	8
当期純利益（百万円）	47	20	5

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
荏原実業株式会社	100%

当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社の完全子会社であります。
人的関係	当社の従業員1名がトリニクスの監査役を兼任しております。
取引関係	商品等の売買取引があります。

(2) 当該吸収合併の目的

トリニクスは当社の連結子会社として産業機械等の販売を行ってまいりましたが、営業・経営体制の見直しを行い、当社が手掛ける様々な製品・サービスとのシナジーをより発揮させることを目的とするものであります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を吸収合併存続会社、トリニクスを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式とし、トリニクスは解散致しません。

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第3項に規定する簡易合併であり、トリニクスにおいては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、いずれも合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行います。

吸収合併に係る割当ての内容
吸収合併消滅会社であるトリニタスは当社の完全子会社であるため、合併に際して当社株式その他の金銭等の交付及び割当ては行いません。

その他の吸収合併契約の内容
当社及びトリニタスが平成26年8月26日に締結した合併契約書の内容は、(6)「合併契約書」をご参照下さい。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠
該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	荏原実業株式会社
本店の所在地	東京都中央区銀座七丁目14番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 鈴木 久司
資本金の額	1,001百万円
純資産の額	未定（現時点では確定しておりません。）
総資産の額	未定（現時点では確定しておりません。）
事業の内容	環境関連機器等の製造・施工・販売

(6) 合併契約書の内容は次のとおりであります。

合併契約書

荏原実業株式会社（以下「甲」という。）とトリニタス株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

- 1 甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併の方法により合併する（以下「本合併」という。）。
- 2 本合併に係る甲及び乙の商号及び住所は、以下の各号に定めるとおりである。
 - (1) 甲
商号：荏原実業株式会社
住所：東京都中央区銀座七丁目14番1号
 - (2) 乙
商号：トリニタス株式会社
住所：東京都千代田区岩本町三丁目5番8号

第2条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成26年10月1日とする。ただし、本合併に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第3条（合併の対価）

甲は、本合併に際して、株式、金銭その他の合併の対価を交付しない。

第4条（資本金及び準備金の額）

本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則に定めるところに従って、甲が定める。

第5条（合併承認株主総会）

- 1 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会決議を行うものとする。

2 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

第6条（会社財産の引継ぎ）

乙は、一切の資産、負債及び権利義務を本効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条（従業員の処遇）

甲は、本効力発生日において、乙の従業員を、全て甲の従業員として引き継ぐものとし、当該従業員に関する契約関係及びその他の条件等については、甲及び乙が協議の上、合意により定めるものとする。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日の前日までの間、善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、自己の資産内容等に重大な影響を及ぼすおそれのある事象その他本合併の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある事象が判明または発生した場合には、相手方に対して、速やかにその旨及び当該事象の内容を通知するものとする。

第9条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 甲において、会社法第796条第4項の規定に基づき株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会決議を行うことができなかった場合
- (2) 第10条に従い本契約が解除された場合

第10条（本契約の変更及び合意解除）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日の前日までの間に、甲または乙の何れかの資産内容等に重大な影響を及ぼす事象その他本合併の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明または発生した場合には、協議し合意の上、本契約の変更または解除を行うことができるものとする。

第11条（協議事項）

本契約に規定のない事項、または本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

以上、本契約の締結を証するため、本契約書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。

平成26年8月26日

甲 東京都中央区銀座七丁目14番1号
荏原実業株式会社
代表取締役 鈴木 久司

乙 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号
トリニクス株式会社
代表取締役 伊東 俊一